

2024. 7. 30 第58回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は4月25日でした。本日は、第58回口頭弁論期日でした。

7月14日浜松で、原告有志などが主催して、「能登半島地震を見ても、なお再稼働ですか？ 浜岡原発を問う！ 裁判官・弁護士・原子力科学者・市民活動家から聞く」というシンポジウムを開催しました。100名位の方がきてくれました。

2014年に福井地裁で大飯原発3、4号機の運転差止判決を出した裁判長の樋口英明さん、2006年に金沢地裁で志賀原発の運転差止判決を出した裁判長の井戸謙一さん、珠洲原発の計画に反対し電力側が計画を断念した際の中心人物の北野進さん、原子力科学者で京都大学の熊取6人衆の一人の今中哲二さんの4名の講師による講演会が主たる内容のシンポジウムでした。4月25日の前回の口頭弁論期日後の記者会見で、私は、次のようなことを発言しました。

「新年早々の能登半島地震は、最大震度が7という大地震でした。北陸電力志賀原発では1号機地下で震度5強を観測しました。志賀原発が運転中でなかったことが幸いでした。もし、志賀原発が稼働していたら、大事故につながったかもしれません。住民の反対運動で白紙撤回された珠洲原発の計画がありました。1975年に計画が明らかになり、住民の反対運動が28年続き、2003年に関西電力が「凍結」を発表しました。もし、珠洲原発が建設され稼働していたら、その付近は、今回、数メートルも隆起したようですから、間違いなく、大事故になっていたでしょう。」

7月14日に4人の講師の方々の話を聞いて、本当に、怖くなりました。地震のことはまだ分かっていない、活断層の位置や運動性が良く分かっていない、原発の耐震設計は不十分、避難計画は絵にかいた餅であること等が実感として分かりました。地震大国日本では原発を運転してはならない、ましてや、南海トラフ巨大地震の震源域の真上にある浜岡原発は絶対に運転してはならないと強く思いました。そして、このような事実を、大勢の方、特に若い人たちに伝えなければならないと思いました。最近の市民意識調査では、安全が確認できれば再稼働を「容認」とするとの回答が、「停止継続」を上回っていると報道されています。電気代が上がっているからと言って、原発の危険性に目をつぶることは許されないということをより多くの方々に訴え続けなければなりません。

規制委員会は、7月26日の審査会合で、敦賀原発2号機の原子炉建屋の直下に

活断層があるという可能性を否定できないとして、新規規制基準に適合しないと結論付けました。浜岡原発の3、4号機の直下にも、活断層があります。私たちは、その存在をずっと訴え続けてきています。中部電力は、原発の敷地内には断層はあるが、それは、活断層ではないと主張しています。一番新しい断層はH断層系の断層であり、それはずっと昔に起きた重力すべりによる正断層であり、それを切っている逆断層はないと主張しています。全く信じられません。南海トラフで繰り返し発生している地震による断層、それは逆断層になります、それが、浜岡原発の敷地内にはないという主張は信じられません。私たちは、中部電力の主張は信じられない、新しい逆断層が敷地内にある、それを証明する地層が敷地の近傍で見つкаっているということを、これまでも主張してきました。今回、それを、もう少し分かりやすく説明する準備書面を提出しました。これに対する真摯な回答を、中部電力には求めます。

今回、中部電力から提出された準備書面からは、規制委員会の審査さえ通ればいいのだ、規制委員会の審査が絶対だという中部電力の姿勢がうかがえます。こういう姿勢は、裁判を軽視するもので許せません。裁判所も、規制委員会の審査とは別個のもの、純粋な民事裁判として審理をすすめて欲しいものです。

規制委員会は、避難計画の実効性、つまり、事故が起きた際、住民が避難する際のやり方が合理的に定められているか、それに従えば安全に避難できるかという実効性については、審査しません。そのような審査基準しかないのが現実です。規制委員会の審査を通ったからと言って、「安全」が「確認」される訳ではないことを私たち住民は、十分に理解しなければなりません。

弁護士 鈴木 敏 弘